

牛久市文化芸術振興審議会議事概要		日時	令和7年11月21日（金曜日）			
件名	第2回 牛久市文化芸術振興審議会	場所 時間	中央生涯学習センター 会議室 午後2時～4時			
作成年月日	令和7年11月21日（金曜日）	作成者	生涯学習課：鈴木			
出席者	(出席委員) 後藤雅宣会長、齊藤泰嘉副会長、永井博委員、板東與實委員、上仲典子委員、宮本芳子委員(計6名) (欠席委員) 磯上朋子委員、宮地正人委員(計2名) (牛久市) 川村教育長、小川教育部長、高橋次長 (事務局) 糸賀生涯学習課長、倉持課長補佐、鈴木主査、 (株)フジヤマ(高橋課長補佐、比津氏、長谷川課長補佐) (傍聴者) 0名					
議事内容	• 牛久市文化芸術基本条例について • 牛久市文化芸術推進基本計画の策定について					
会議内容等						
1. 開会 2. 教育長挨拶 3. 諮問書交付 4. 議事 ① 「牛久市文化芸術基本条例について」 (1) (事務局)資料「牛久市文化芸術基本条例逐条解説（仮）Ver. 1.1」による、牛久市文化芸術基本条例の説明 ○牛久市文化芸術基本条例は、これまでの文化芸術条例を全面的に改定し、文化芸術活動の自主性と創造性を尊重する内容を明記する予定である。 ○新しい条例では、市の責務だけでなく、市民、文化芸術団体、学校、事業者の役割を明らかにし、市全体で文化芸術活動を発展させることを目指している。 ○高齢者や障害者の地域活動の充実、多文化共生、人材育成、情報収集発信などが新たに盛り込まれる予定である。 (2) 質疑／応答など <1> (委員) 芸術は本来、国境や人種、性別などを超えた普遍的な存在であるため、「多文化共生」という文言をあえて加える必要性はあるのか。最近の政治的な流れや流行の影響ではないか。 (事務局) 2017年に文化芸術基本法が改正され、国際交流や多文化共生、事業所との共存など、芸術の活用範囲が大きく広がった。この上位法に基づき、改正する予定の条例にも同様の要素を盛り込んだ						

いという意図である。

〈2〉（委員）

2001 年に国で文化芸術振興基本法が制定され、牛久市は 2003 年に全国でも早い段階で文化芸術振興条例を策定。その後、国の法律が 2017 年に文化芸術基本法へ改正され、牛久市も 2018 年に条例を改正。しかし、国の大法に示された総合的な政策はまだ不十分なため、現在、牛久市では新たに「文化芸術基本条例」を策定しようとしている、という認識で良いか。

（事務局）

良い。

〈3〉（委員）

今回の条例案は、これまでの「振興条例」や「文化芸術条例」に続くものであるが、組織名称として「文化芸術推進」「文化芸術振興審議会」が引き続き使われている。発言者は、この名称を変更せずに継続することが、どこかで議論された結果なのか。

（事務局）

今回の条例案では、審議会を設置することが規定されており、その名称は「牛久市文化芸術振興審議会」として継続する方針。理由は、既存名称が市民に馴染み深く、教育委員会内部で協議した結果、変更せずに使う方が適切と判断したため。

② 「牛久市文化芸術推進基本計画の策定について」

(1)（事務局）資料「牛久市文化芸術推進基本計画（原案）」による、牛久市文化芸術推進基本計画の説明

○現在、教育委員会には上位計画「牛久市教育振興基本計画」があり、その中に文化芸術も含まれているが、新しい条例に基づき、文化芸術に特化した基本計画を策定することが本計画の目的である。

○牛久市の最上位計画は「牛久市第 4 次総合計画」に基づいた「第 2 期基本計画」があり、教育の分野では「牛久市教育大綱」に基づいた「第 2 期牛久市教育振興基本計画」がある。その他「牛久市都市計画マスタープラン」や「牛久市文化財保存活用地域計画」などと連携・調整を図る。

○文化芸術とは広い概念で時代とともに変わっていくものであるが分野分けを行い、それぞれ例を定めている。新しくメディア芸術の中にアニメーションやコンピューターを利用した技術が追加された。

○「牛久市第 4 次総合計画」「第 2 期牛久市教育振興基本計画」と齟齬のないように改正の時期を 1 年ずらして本計画の策定と実行を行う。

○国の新しい法律により、芸術文化活動が観光やまちづくりに関わることが示され、教育・福祉・産業など他分野との連携や、芸術文化の融合が新たな課題として位置付けられている。

○基本理念は牛久市教育振興基本計画の文化芸術部門に基づいており、「ひとが輝き つながる文化芸術のまちづくり」を象徴的な理念として計画に明記している。

○目指す将来像は 4 点で、①誰もが文化芸術に親しみ、参加できるまち、②文化芸術を通じて人と人がつながり、新たな価値を創造するまち、③豊かな文化遺産を守り、活かし、伝えるまち④文化芸術の基盤が整い、持続可能なまち、とする。

○基本方針は基本理念に基づき、具体的な取組方針を示しており、4 つの方針として①文化芸術活動への参加促進、②文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信、③文化遺産の保存活用と地域

文化の伝承④文化芸術施設の計画的な整備、を定めている。

○第4章では、文化芸術活動をまちづくりと関連付け、地域活性化を目指す取組について意見を求める。推進体制では、市・市民・文化芸術団体・学校・指導者の役割を明確化した。広域連携として、日本遺産を活用した他市町村や国内外の姉妹都市との協力、近隣自治体との連携を検討。その他、民間活力の活用、人材育成、情報発信強化、計画の理解促進により実効性を高める方針を示した。

(2) 質疑／応答など

<1> (委員)

牛久市文化芸術推進基本計画の案はコンサルタントの支援の下策定したのか。

(事務局)

3月に改定予定の新しい条例、県の総合計画、市教育委員会の教育振興基本計画、さらに牛久市の各種取り組みの資料やデータはすべて提供済み。その上で、案の作成支援を委託した。

<2> (委員)

本計画は牛久市文化芸術振興基本計画の第2期計画の位置づけとなるという認識で良いか。振興ではなく推進を使った理由は何か。

(事務局)

第2期計画という認識で良い。また、国の文化芸術基本法の改訂趣旨として、各市町村における「振興」の役割は終わり、今後は「推進」の段階にあるということである。法において「文化芸術推進基本計画」という言葉が使われているため、「牛久市文化芸術推進基本計画」に変更している。

<3> (委員)

基本計画の資料編に、牛久市指定登録文化財の詳細リスト（建造物や絵画など、指定内容ごとの情報）が掲載される予定はあるか。

(事務局)

文化財の詳細リストは市のホームページで確認できるため、計画に必ず載せる必要はないとの考えだが、希望があれば資料編に掲載することも可能。

(委員)

文化財一覧はホームページで確認できるが、探す手間があるため、計画から直接ジャンプできるリンクなどがあると便利ではないか。

(事務局)

文化財は重要なので、全体のボリュームを見ながら、一覧表を資料編に掲載するなどを検討したい。

<4> (委員)

今年7月に新川囃子や囃子念佛が牛久市認定市民文化遺産に追加されたが、その数値は「表 牛久市指定・登録文化財の件数」に反映済みか。表の数値が何月何日現在のものか。

(事務局)

表は文化財グループに確認を取り、最新情報に更新済みだが、市民文化遺産は国・県・市の認定文化財には含まれない可能性があるため、文章でどこまで扱うか検討する。

<5> (委員)

推進基本計画の内容について、審議会の役割は決定ではなく提言・助言である。資料が直前に配布されたため、会議中に無理に意見を出すより、会議後に気づいた点を事務局へ送る形が現実的ではないか。次回審議会は 12 月 25 日で時間が限られるため、11 月末までに意見や質問を事務局へ提出することを目的とする。特に第 4 章の具体的施策について専門的視点で提案を求める。

〈6〉 (委員)

審議会として、これまでの課題を踏まえ、基本計画に反映することが重要である。特に文化芸術施設の整備については、既存施設の活用だけでなく、新設や機能強化も視野に入れるべきだという意見がある。市民ギャラリーや美術館など、障害者や子どもを含む誰もが利用しやすい文化活動拠点を将来的な目標として盛り込むことが望ましい。計画案では「活用」という表現が既存施設の利用に限定される印象を与えるため、「整備」という言葉の使用も検討すべき。文化芸術施設は、医療・福祉・教育との連携や、安心して過ごせるスペースの設置など、現代のニーズに対応した機能を備えることで、文化芸術活動の裾野を広げ、誰もが親しみやすい環境を実現できると考えられる。

(事務局)

この提案はこの場で修正するものではなく、教育委員会のプロジェクトチームに持ち帰り、教育長や部長、次長などと協議した上で、適切な文言を検討する。委員の意見も踏まえ、今後の施設整備の可能性を考慮し、「整備」「活用」「創出」などの表現を検討する。

〈7〉 (委員)

市民文化祭の参加状況や団体数、人員などのデータが基本計画に正確に反映されていないため、最新情報を盛り込むべき。また、文化協会に未加入の団体や地域サークルなど、市民の文化活動全体の実態を行政が把握し、計画に反映することが重要。文化協会の参加団体は減少傾向にあり、参加機会の創出も課題であるため、現状を正確に把握し、議論の材料とする必要がある。

(事務局)

市民文化祭の参加状況については、2023 年度以降の最新データを反映させたい。さらに、各行政区で開催されている文化祭についても、他課と連携し調査できれば計画に盛り込みたい。ただし、時期別の参加人数の詳細把握は難しく、開催の有無や場所の情報を中心に、掲載を検討する。また、市内の関係団体に対してアンケート調査を実施中で、現状の課題や今後の方針を調査している。次回審議会までに可能な限り結果を反映する予定だが、現時点ではまだ反映できていない。

〈8〉 (委員)

若い世代の意見を取り入れたいと常に考えている。基本計画にどう反映するかは難しいが、若者の発想には新しい視点があり、今後の文化活動に活かしたい。例えば、若者だけで構成する集まりや委員会を設けることで、新しい文化芸術のあり方を生み出せる可能性があると感じている。

〈9〉 (事務局)

第 4 章 (22 ページ以降) の具体的施策を確認し、牛久市の特色ある施策（例：牛久音楽家協会のワークショップ、市民文化祭）を計画に実名で盛り込みたいというのが教育長・教育委員会の意向。足りない点や誤りがあれば意見を寄せてほしい。

① 今後の牛久市文化芸術推進基本計画の策定スケジュールについて

- (1) 次回審議会は 12 月 25 日に開催予定であり、それまでに提案内容を準備するため、現在芸術団体や文化へのアンケートを実施し、意見を取りまとめている。意見提出の締切は 12 月 5 日金曜日の

15時までであり、メールやFAXなどでの提出が可能である。

- (2) 審議会での議論を反映した計画案は、パブリックコメントを通じて市民の意見を広く収集する予定である。パブリックコメントの期間は約1か月を目安としており、ホームページ上で公開される。
- (3) パブリックコメントの結果を基に、3月上旬に最終案を固め、3月中旬に審議会で最終案を審議する予定である。市長、副市長への概要説明も既に行われており、教育委員会への報告も予定している。